

## 綾瀬市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税を滞納している世帯に係る被保険者証等の取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付世帯及び更新時期)

第2条 法第9条第10項後段の規定により特別の有効期間を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付する世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している納期が通算して20期以上あり、かつ、滞納額の合計が10万円以上ある世帯で、納付相談及び納付指導に応じない世帯
- (2) 納付相談、納付指導に応じて分納誓約等をしたにもかかわらず当該分納誓約の不履行等により、自主的な納付の見込みがないと判断される世帯で、保険税を滞納している納期が通算して30期以上あり、かつ、滞納額の合計が50万円以上ある世帯

2 短期被保険者証の更新時期は、毎年8月1日及び2月1日とし、有効期間は6箇月とする。

(被保険者資格証明書の交付世帯)

第3条 法第9条第6項の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付する世帯は、前条の規定により短期被保険者証の交付を受け、有効期間の6箇月を経過した世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 納付相談及び納付指導に応じようとならない世帯
- (2) 納付相談及び納付指導の結果、世帯の所得及び資産を勘案すると保険税の負担能力があると認められるにもかかわらず、当該保険税を納付しようとならない世帯
- (3) 納付相談及び納付指導において取り決めた分納誓約等の納付方法を誠意をもって履行しようとならない世帯
- (4) 滞納処分を行う際、意図的に差押財産の名義変更を行う等滞納処分を免れようとする世帯

(資格証明書の不交付世帯)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、資格証明書の交付は行わない。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他省令第5条の5で定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者が属する世帯

(2) 綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号）又は綾瀬市小児医療費助成条例（平成7年綾瀬市条例第18号）若しくは綾瀬市重度障害者医療費助成条例（昭和49年綾瀬町条例第5号）の規定による医療費の助成（以下「条例の規定による医療費等」という。）を受けることができる被保険者が属する世帯

2 資格証明書交付対象世帯に属する被保険者（納税義務者を除く。）のうち、国民健康保険高齢受給者証の交付を受けている者又は交付を受ける者については、資格証明書に替え短期被保険者証を交付するものとする。

（被保険者証の返還等）

第5条 市長は、省令第5条の7に規定する被保険者証の返還を求める前の予告通知は、世帯主に対し国民健康保険被保険者証返還請求予告通知書（第1号様式）により行うものとし、返還請求は、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証返還請求書（第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項による被保険者証の返還請求後、次条の届出があったとき又は滞納している保険税の全額若しくはその2分の1以上の額が納付され、被保険者証の返還請求を取り消す決定をしたときは、国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書（第3号様式）により当該世帯主に通知するものとする。

（特別の事情に関する届出）

第6条 省令第5条の8及び第32条の3の規定による届出は、特別の事情に関する届（第4号様式）によるものとする。

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第7条 省令第5条の9の規定による届出は、公費負担医療受給者届（第5号様式）によるものとする。

2 第4条第2号に規定する条例の規定による医療費等を受けることができる被保険者が属する世帯の世帯主は、公費負担医療受給者届に該当する受給者証を添えて市

長に届け出るものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、原爆一般疾病医療費の支給等及び条例の規定による医療費等の受給者について市が保有する公簿等により確認できるときは、公費負担医療受給者届を省略することができる。

(資格証明書の交付)

第8条 市長は、法第9条第6項の規定により被保険者証を返還した世帯主に資格証明書を交付するときは、国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、省令第5条の7第2項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされる世帯主に資格証明書を交付するときは、国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(資格証明書交付世帯への被保険者証の交付)

第9条 市長は、資格証明書を交付した世帯が、納付相談又は納付指導の結果、分納誓約等(原則として、概ね2年以内に滞納している保険税の2分の1以上の額が納付可能なものに限る。)を行い、当該分納誓約等に基づき6箇月以上の納付が確認できた場合は、資格証明書に換えて短期被保険者証を交付するものとする。

- 2 市長は、資格証明書を交付した世帯が、第4条に規定する資格証明書の不交付世帯に該当した場合は、資格証明書に換えて短期被保険者証を交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、滞納している保険税の全額若しくはその2分の1以上の額が納付されたとき又は新たに特別の事情があると認められた場合は、被保険者証を交付するものとする。
- 4 第6条及び第7条の規定は、前2項の場合に準用する。

(保険給付の一時差止め)

第10条 法第63条の2の規定により保険給付を一時差し止める世帯は、資格証明書を交付した世帯とする。

- 2 市長は、保険給付の一時差止めを決定したときは、国民健康保険給付差止通知書(第8号様式)により当該世帯主に通知するものとする。
- 3 前項の規定による保険給付の一時差止め額は、当該世帯主が滞納している保険税額の範囲とする。

(保険給付の一時差止めの解除)

第11条 市長は、保険給付の一時差止めを受けている世帯が次に掲げるいずれかに

該当したときは、当該保険給付の一時差止めを解除するものとする。

(1) 滞納している保険税の全額又はその2分の1以上の額が納付されたとき。

(2) 政令第1条の規定による特別の事情が生じたとき。

2 市長は、保険給付の一時差止めの解除を決定したときは、国民健康保険給付差止解除通知書（第9号様式）により当該世帯主に通知するものとする。

（一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険税額の控除）

第12条 市長は、省令第32条の5の規定により一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険税額を控除する決定をしたときは、国民健康保険給付金控除通知書（第10号様式）により当該世帯主に通知するものとする。

（世帯合併、世帯分離又は世帯主変更の取扱い）

第13条 資格証明書又は短期被保険者証（以下「資格証明書等」という。）を交付した世帯が、世帯合併、世帯分離又は世帯主変更をした場合の当該世帯の世帯主に係る資格証明書等の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 世帯合併の場合 当該世帯主が新たな世帯の世帯主となったときは、当該資格証明書等と同一の資格証明書等を新たに交付するものとする。ただし、新たな世帯の世帯主が当該世帯主以外の者となったときには被保険者証を交付するものとする。

(2) 世帯分離の場合 当該世帯主には、当該資格証明書等と同一の資格証明書等を交付し、当該世帯主以外の世帯主には被保険者証を交付するものとする。

(3) 世帯主変更の場合 新たな世帯主に被保険者証を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該世帯合併、世帯分離又は世帯主変更が、新たな被保険者証の交付を受けるための形式的なものと認められるときは、既に交付を受けている資格証明書等と同一の資格証明書等を交付するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日に有効期間が満了する短期被保険者証の更新時期は、平成31年4月1日とする。

第1号様式（第5条関係）

国民健康保険被保険者証返還請求予告通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。このままの状態が続きますと、国民健康保険法第9条第3項の規定により被保険者証を返還していただくことになり、返還後は、同条第6項の規定により、医療機関への支払いが10割負担となる被保険者資格証明書を交付することになります。

なお、公費負担医療を受けることのできる被保険者がいるとき、また、何らかの事情で被保険者証の返還ができない場合又は国民健康保険税を納付することができない場合は、その旨を来庁のうえ書面により届け出てください。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 被保険者証記号番号   | 53-   |
| 2 返 還 期 限     | 年 月 日   |
| 3 返 還 場 所     | 綾瀬市役所   |
| 4 滞 納 保 険 税 額 | 別紙のとおり  |
| 5 持 参 す る も の | 被保険者証、この通知書、公費負担医療を受給している場合は受給者証等、国民健康保険税を納付することが困難であることを証する書類等 |

(事務担当は、 )

第2号様式（第5条関係）

国民健康保険被保険者証返還請求書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

国民健康保険法第9条第3項の規定により、被保険者証を次の期限までに返還してください。返還後又は被保険者証の有効期限を過ぎた場合には、同条第6項の規定により、医療機関への支払いが10割負担となる被保険者資格証明書を交付します。

なお、公費負担医療を受けることのできる被保険者がいる場合、何らかの事情で被保険者証の返還ができない場合又は国民健康保険税を納付することができない場合は、必ず 年 月 日までに来庁してください。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 被保険者証記号番号   | 53-   |
| 2 返 還 期 限     | 年 月 日   |
| 3 返 還 場 所     | 綾瀬市役所   |
| 4 滞 納 保 険 税 額 | 別紙のとおり  |
| 5 持 参 す る も の | 被保険者証、この請求書、公費負担医療を受給している場合は受給者証等、国民健康保険税を納付することが困難であることを証する書類等 |

(注) 1 期日までに返還しない場合には、過料が科せられることとなります。

- (1) この被保険者証の返還請求について不服がある場合は、この請求があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記（1）の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 上記（2）の処分の取消しの訴えは、上記（1）の審査請求に対する決定を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(事務担当は、 )

第3号様式（第5条関係）

国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



先に返還請求しました被保険者証について、次のとおり返還請求を取り消しましたので通知します。

被保険者証記号番号	53-
取 消 理 由	<input type="checkbox"/> 滞納している国民健康保険税の全額又はその2分の1以上の額が納付されたため。 <input type="checkbox"/> 世帯主の所有する財産が災害を受け、又は盗難にかかったため。 <input type="checkbox"/> 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したため。 <input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業を廃止し、又は休止したため。 <input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業が著しい損失を受けたため。 <input type="checkbox"/> 上記に類する事由があったため。

(事務担当は、 )



第4号様式（第6条関係）

特別の事情に関する届

綾瀬市長 殿	年 月 日
届出者 (世帯主)	住 所..... 氏 名..... 個人番号..... 電話番号.....(.....).....
次の理由により国民健康保険税の納付が困難なので、関係書類を添えて届け出ます。	
被保険者証記号番号	5 3 -
納付できない期間	年 月 日から 年 月 日まで
納付できない国民健康保険税額	円
納付が困難な理由  ※該当する□にレ印を付し、余白にその具体的理由を記入してください。	<input type="checkbox"/> 世帯主の所有する財産が災害を受け、又は盗難にかかったため。 <input type="checkbox"/> 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したため。 <input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業を廃止し、又は休止したため。 <input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業が著しい損失を受けたため。 <input type="checkbox"/> 上記に類する事由があったため。

第5号様式 (第7条関係)

公 費 負 担 医 療 受 給 者 届

年 月 日	
綾瀬市長 殿	
住 所..... 届出者 氏 名..... (世帯主) 個人番号..... 電話番号..... ( )	
次のとおり公費負担医療受給者について届け出ます。	
被保険者証記号番	5 3 -
氏 名 個 人 番 号	
住 所	
名 称	<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者に対する医療 (※) <input type="checkbox"/> 省令第5条の5に定める医療 ( ) <input type="checkbox"/> 綾瀬市の医療費助成事業 1 ひとり親家庭等の医療費の助成 2 小児医療費の助成 3 重度心身障害者医療費の助成
	<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者に対する医療 (※) <input type="checkbox"/> 省令第5条の5に定める医療 ( ) <input type="checkbox"/> 綾瀬市の医療費助成事業 1 ひとり親家庭等の医療費の助成 2 小児医療費の助成 3 重度心身障害者医療費の助成
受 給 者 番 号	
受 給 開 始 年 月 日	年 月 日
被 保 険 者 資 格 証 明 書 交 付 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 公費負担医療の受給者証等の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 公費負担医療の受給者証等の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )

- (注) 1 「原子爆弾被爆者に対する医療」は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療」の略
- 2 被保険者資格証明書の交付を受けていない場合は、交付年月日の記入の必要はありません。

第6号様式（第8条関係）

国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

そこで、国民健康保険法第9条第6項の規定により、被保険者証に代わり被保険者資格証明書を交付します。

なお、被保険者資格証明書で受診された場合、医療機関への支払いは、10割負担となりますことを申し添えます。

- 1 被保険者証記号番号 53-
- 2 滞納保険税額 別紙のとおり

- (注) 1 (1) この被保険者資格証明書の交付について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 上記(2)の処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する決定を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(事務担当は、 )

第7号様式（第8条関係）

国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

また、年 月 日付けで被保険者証を 年 月 日までに返還するよう通知しましたが、いまだに返還されていません。

被保険者証の有効期限が過ぎたため、国民健康保険法第9条第6項の規定により、被保険者証に代わり被保険者資格証明書を交付します。

なお、被保険者資格証明書で受診された場合、医療機関への支払いは、10割負担となりますことを申し添えます。

- 1 被保険者証記号番号 53-
- 2 滞納保険税額 別紙のとおり

- (注) 1 (1) この被保険者資格証明書の交付について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 上記(2)の処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する決定を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(事務担当は、 )

国民健康保険給付差止通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

国民健康保険法第63条の2の規定により、年 月 日に申請のありました保険給付の支払いについて、次のとおり差し止めます。

なお、何らかの事情で国民健康保険税を納付することができない場合又は公費負担医療を受けることのできる被保険者がいる場合は、必ず年 月 日までに来庁のうえ書面により届け出てください。

- 1 被保険者証記号番号 53-
- 2 差し止める保険給付

種 類	保険給付額	差 止 額	備 考
	円	円	
	円	円	
	円	円	

- 3 滞納保険税額 別紙のとおり

- (注) 1 (1) この保険給付差止めについて不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記（1）の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 上記（2）の処分の取消しの訴えは、上記（1）の審査請求に対する決定を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（事務担当は、 ）

第9号様式（第11条関係）

国民健康保険給付差止解除通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



次のとおり、保険給付の差止めを解除しましたので通知します。

被保険者証記号番号	53-		
解除する保険給付	種 類	保 険 給 付 額	解 除 し た 保 険 給 付 額
		円	円
		円	円
解 除 理 由		円	円
	<input type="checkbox"/> 滞納している国民健康保険税の全額又はその2分の1以上の額が納付されたため。		
	<input type="checkbox"/> 世帯主の所有する財産が災害を受け、又は盗難にかかったため。		
<input type="checkbox"/> 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したため。			
<input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業を廃止し、又は休止したため。			
<input type="checkbox"/> 世帯主が行う事業が著しい損失を受けたため。			
<input type="checkbox"/> 上記に類する事由があったため。			

(事務担当は、 )

第10号様式（第12条関係）

国民健康保険給付金控除通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、年 月 日に差し止めた保険給付額から滞納している国民健康保険税を次のとおり控除します。

- 1 被保険者証記号番号 53-
- 2 差止めに係る保険給付額と控除する滞納額

種類	保険給付額	差止額	控除する滞納額	納期限
	円	円	円	・
	円	円	円	・
	円	円	円	・

- 3 滞納保険税額 別紙のとおり

- (注) 1 (1) この保険給付額から滞納保険税を控除することについて不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記（1）の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) 上記（2）の処分の取消しの訴えは、上記（1）の審査請求に対する決定を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(事務担当は、 )